

衛生委員会規程

エムシーパートナーズ株式会社
西日本センター広島オフィス

この規程は、労働安全衛生法第18条に基づき、エムシーパートナーズ株式会社西日本センター広島オフィス（以下「広島オフィス」という。）に設ける衛生委員会（以下「委員会」という。）に関する事項について定める。

（目的）

第1条 広島オフィスに、広島オフィス従業員の衛生に関する事項について調査・審議することを目的として、委員会を設ける。

（構成）

第2条 委員会の構成は次の通りとする。

- | | | |
|--------|------------------------|------|
| （1）委員長 | 広島オフィス シニアマネジャー | |
| （2）委員 | 会社が指名する者（産業医、衛生管理者を含む） | 3名以内 |
| | 従業員代表が推薦する従業員 | 3名以内 |
| （3）事務局 | 広島オフィス | |

（付議事項）

第3条 委員会の付議事項は、次の通りとする。

- （1）従業員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事項
- （2）従業員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事項
- （3）労働災害の原因および再発防止対策で、衛生に係わる事項
- （4）その他、従業員の健康障害の防止・健康の保持増進並びに当社レスポンシブルケアに関する重要事項

（任務）

第4条 委員長は会務を統理し、会議を主宰する。

- 2 委員長がやむを得ない理由により職務を行うことができない場合は、委員長が指名した委員が委員長の職務を代行する。
- 3 委員は付議事項について調査審議し意見を述べる。

（開催）

第5条 委員会は月1回以上開催し、委員長がこれを召集する。

- 2 委員長は委員会を召集する場合には、各委員に対し、議案、日時および場所を通知する。

（成立）

第6条 委員会は、委員の過半数を以って成立する。

- 2 委員がやむを得ない理由により欠席する場合には、その権限について出席委員に委任を行うことができる。

(事務担当者)

第7条 委員長は、委員会における庶務事項等の処理及び連絡のため、若干名の事務担当者を置く。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めた場合、委員会に委員以外の者を出席させて事情を聴取することができる。

(議事内容の記録・周知・保存)

第9条 委員会の議事内容の主要事項については、遅滞なく記録を作成し3年間保存する。

所管部署

沿 革

広島オフィス

2020年10月1日 施行